

令和8年度輸送の安全に関する公表

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

株式会社 GLOBAL THINK バス事業部は、令和8年度運輸安全マネジメントに関する取組について、次のとおり輸送の安全に関する公表を行っております。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

- (1) 代表取締役は輸送の安全確保が、事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を踏まえつつ、社員に対し安全最優先の原則を徹底させます。
- (2) 安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、社員が一丸となって業務を遂行することで輸送の安全の向上に努めます。

2. 輸送の安全に関する目標及び目標（安全目標）の達成状況

- (1) 法定速度及び法令の遵守
- (2) 運行中の携帯電話使用の厳禁徹底
- (3) 飲酒運転ゼロ
- (4) 人身事故及び重大事故 0件

【最重点取組実施事項】

- 交差点右左折時の車外人身事故を無くす。
- 車内人身事故を無くす。

【重点取組実施事項】

- 車庫等構内での後退時の事故を無くす。下車して目視を行う。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(総件数及び種類別の事故件数)

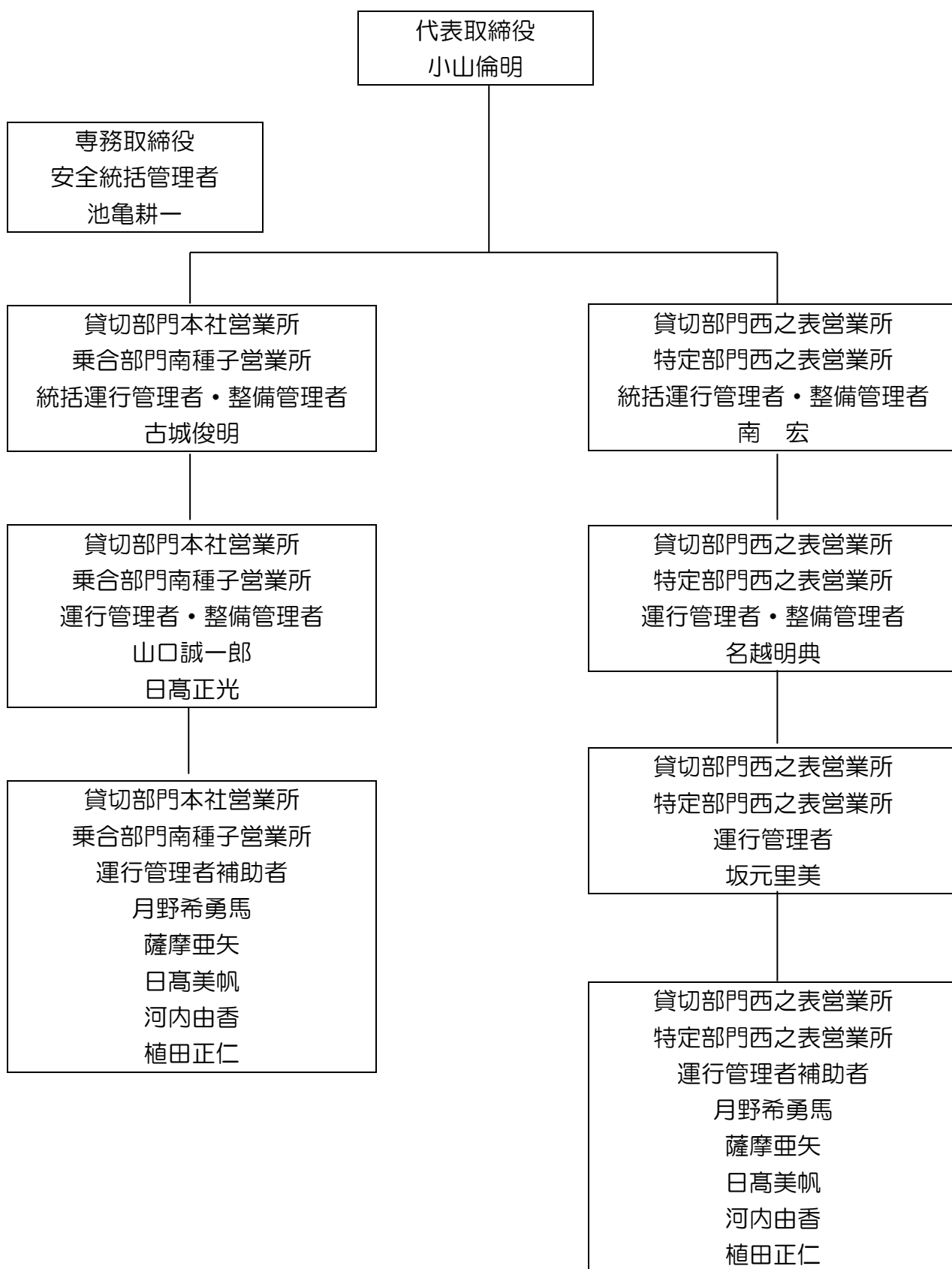
	重大事故		交通事故	
	目標	実績	目標	実績
令和6年度	0件	0件	0件	0件
令和7年度	0件	0件	0件	0件

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 運行前後の点呼でのアルコール検査の実施及び乗務員の健康状態・睡眠不足の状況の確認
- (2) 運行前後の点呼での安全運転に関する注意事項の伝達
- (3) 安全運転に関する講習・講和の実施
- (4) 適性診断結果を用いた個別の指導

5. 輸送の安全に対する情報の伝達体制その他の組織体制

《組織図》



6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

次の教育・研修項目について、年間実施計画に基づき実施する。

- (1) 安全性向上装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- (2) 旅客の乗降時及び乗車中の安全を確保するために留意すべき事項
- (3) 事業用自動車の構造上の特性
- (4) 適切な運行経路と道路及び交通状況
- (5) 危険予測及び回避ならびに緊急時における対処方法
- (6) 健康管理の重要性
- (7) 乗務員の運転適性に応じた安全運転

7. 輸送の安全に関する内部監査の結果ならびにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

令和7年10月に、安全管理体制全般に対し実施しました。

監査内容について、安全管理体制の構築・改善の取組が、安全管理規程及びその他の安全管理体制に関する規程・手順に適合し、また適切に運営し有効に機能していると認められ、概ね適性であることを代表取締役及び安全統括管理者に報告しました。

8. 安全管理規程

別添のとおり

9. 安全統括管理者に関する情報

道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者を選任しています。

専任年月日 令和5年6月1日 専務取締役 池亀耕一

10. 事業用自動車の運転者に関する情報（令和8年7月1日現在）

- (1) 正規雇用の運転者 17名
- (2) 正規雇用以外の運転者 3名
- (3) 平均勤続年数 6年5か月

11. 運行管理者に関する情報（令和8年7月1日現在）

（貸切対応 2営業所）（乗合対応 1営業所）（特定対応 1営業所）
運行管理者 6名 他の業務（運転）と兼務者 4名 補助者 5名

12. 整備管理者に関する情報（令和8年7月1日現在）

（貸切・乗合・特定共通）
整備管理者 5名 他の業務（運転）と兼務者 4名

13. 事業用自動車に関する情報

- (1) 貸切保有車両数 計7両
大型4両 小型3両
- (2) 乗合保有車両数 計8両
大型2両 小型4両
- (3) 特定保有車両
大型1両

※全車両 ドライブレコーダー搭載済

安全管理規程

<安全マネジメント>

株式会社 GLOBAL THINK

バス事業部 さんまりん観光

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 社長以下全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による(別紙参照)。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。要件を満たさない場合には、社長が要件を満たす他の幹部の中から選任する。なお、当該管理者は取締役が所定の要件を満たした時点で解任し、取締役を選任し届け出るものとする。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる(別紙参照)。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 当社の一般貸切旅客自動車運送事業については前項に加え、事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者、事業用自動車に係る情報を、国土交通大臣に対して電磁気的方法により報告を行うとともに、国で公表される報告事項のほかに利用者にとって有用であると考えられる情報についても積極的に、同じく外部に対し公表する。
- 3 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附 則

(施行期日)

1. 本規程は、令和2年1月27日から施行する。

(令和4年3月1日一部改定)

2. この変更は、令和4年3月1日から施行する。

(令和8年7月1日一部改定)

3. この変更(組織図の変更)は、令和8年7月1日から施行する。

別紙

◎安全管理体制図（第八条関係）

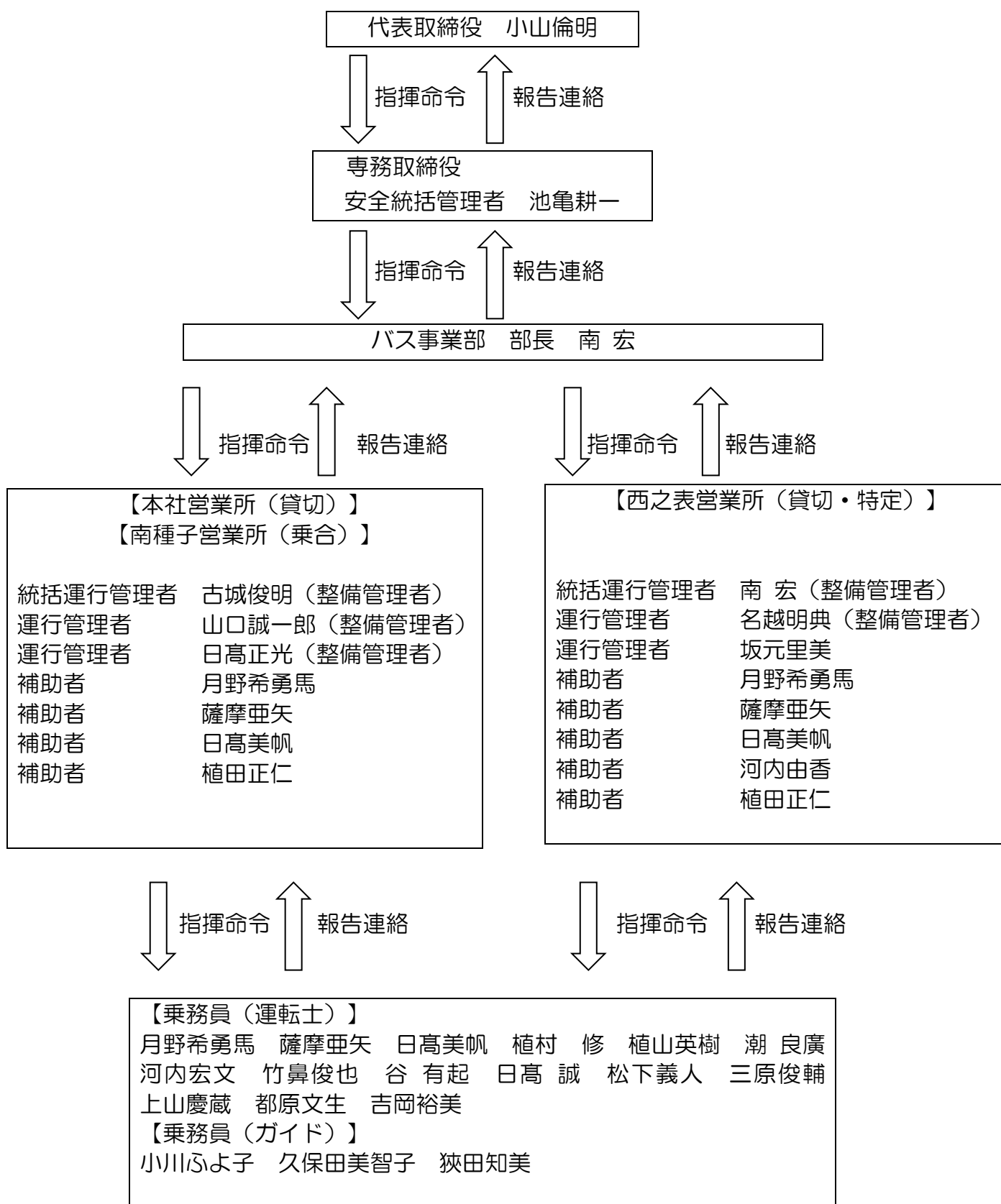
社長 ↔ 安全統括管理者 ↔ バス事業部長 ↔ 統括運行管理者 ↔ 運行管理兼整備管理者 ↔ 運転者

◎事故・災害等に関する報告連絡体制図（第十三条関係）

事故・災害発生 → 運転者 → 運行管理者 → 安全統括管理者 → 社長

◎輸送の安全に関する記録の管理等の方法（第十八条関係）

運行管理者は安全管理規程第十八条第2項に定める事項について記録及び保存をする。



貸切バス初認運転者に対する安全運転の実技指導内容の公表

弊社では、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等により、貸切バス運転者への承認教育を次のとおり実施しております。

【訓練対象者】

1. 新たに入社した運転者
2. 入社後、大型二種免許を取得した運転士者
3. 入社後、旅客自動車運送事業運輸規則等に基づき、初任運転教育を適切に実施した後、乗合バス運転者に選任された者で、新たに貸切バスの運転業務に従事しようとする運転者

【教育機関】

1. 貸切バス運転士として選任する前までに 30 時間以上実施します。

【教育担当者】

1. 安全統括管理者が推薦する運行管理者が推薦し、安全統括管理者が承認した運転士

【教育車両・車種区分】

1. 小型バス、大型路線バス、大型貸切バス
※所属自動車営業所等による

【初認運転者実技訓練教育の概要】

1. 初認運転者に対して最低 20 時間以上の実技訓練を実施し、初認運転者の技量を確保します。
2. ドライブレコーダーで記録された映像を活用し、指導監督を実施します。

【実技訓練】

1. 初任運転者本人が運転し、教育担当者が添乗して指導します。
2. 自動車営業所周辺ルートから運転をはじめ、教育担当者が適正状況に応じてルートを選択し、日中及び夜間のそれぞれ市街地、坂道、隘路（あいろ）等の走行を実施します。
3. 実際に運転する経路を走行。観光貸切や児童・生徒の送迎（スクールバス）等の基本ルート、回送ルートの走行を実施します。

【実技のポイント】

1. 一般道、日中・夜間の走行
出発前の危険個所の指導、自動車・歩行者の動き、停車中の安全確認、隘路（あいろ）の走行、右左折時の注意点、夜間走行の注意点等
2. 上り坂の走行
勾配が変わらない場合の一定のギヤの保持、見通しの悪いカーブでの注意点、道幅が狭いカーブでの注意点等
3. 下り坂の走行
排気ブレーキ・リターダーの活用、実車と空車の違い、フットブレーキ使用時の注意点、シフトダウンの注意点、カーブの走行方法、ギヤ選択時の注意点等
4. 乗客へのアナウンス

シートベルトの着用、非常口の位置と使用方法、非常ブレーキの位置と使用方法等

5. バス車両の特性
車両の死角、発車時のアンダーミラーによる前方確認、バックカメラの特性の理解、内輪差とオーバーハング、速度に合ったギヤの選択等
6. 危険予測とその回避の方法
危険となる箇所への注意意識、回避するための事前準備操作等
7. バス運転者のマナー
乗降扱い、駐車方法、譲り合い等

【初任運転者座学教育の概要】

座学教育については、運行管理者が実施します。

1. 初任運転者に対して最低 10 時間以上の座学を実施し、事業用自動車の運転士としての遵守すべき事項を学ぶ。
2. ドライブレコーダーで記録された映像を活用し、客観的に癖や危険個所を確認しながら運転是正

【座学指導内容】

1. 事業用自動車を運転する場合の心構え
2. 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
 - (1) 法令に基づき運転者が遵守すべき事項
 - (2) 交通ルールの遵守と理解
 - (3) 運行指示書の遵守と理解
 - (4) 安全運行の基本的な心構え
3. 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
 - (1) 自動車の基本的な構造及び装置の概要
 - (2) 車高・視野・死角・内輪差等の理解
 - (3) 日常点検の方法
4. 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
 - (1) シートベルトの着用の徹底の指導
 - (2) 運行の安全のために留意すべき事項及び旅客の安全確保のために留意すべき事項
5. 危険の予測及び回避
 - (1) 事故につながる恐れのある危険の理解
 - (2) 事故を回避するための運転方法等
 - (3) 運転する自動車と同一の車種区分の自動車を用いた制動装置の急な操作方法の指導
6. 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
 - (1) 安全性向上のための装置等の理解
 - (2) 適切な運転方法の指導
7. ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
 - (1) 実技訓練におけるドライブレコーダーの記録による運転者自身の運転特性の把握
・必要に応じて是正のための必要な指導
8. 初任診断及び実技訓練にて把握した運転者の適正に応じた安全運転
9. 選任後、運行することが見込まれる経路における道路及び交通の状況
10. 健康管理の重要性

以上